4　脳・心臓疾患の労災認定フローチャート

認定基準の対象となる疾病を発症している

↓

業務の過重性を評価

認定要件１　長期間の過重業務

労働時間（発症前おおむね６か月）

- 発症前１か月間におおむね100時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合

→ **認められる** → 労災認定

→ **認められない** →

総合判断

労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮し、業務と発症との関連性が強いと認められる場合

→ **認められる** → 労災認定

認定要件２　短期間の過重業務

労働時間（発症前おおむね１週間）

- 発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
- 発症前おおむね１週間継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合　等

（いずれも、手待時間が長いなど特に労働密度が低い場合を除く）

→ **認められる** → 労災認定

→ **認められない** →

総合判断

労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮し、業務と発症との関連性が強いと認められる場合

→ **認められる** → 労災認定

認定要件３　異常な出来事

発症直前から前日

- 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態
- 急激で著しい身体的負荷を強いられる事態
- 急激で著しい作業環境の変化

→ **認められる** → 労災認定

↓

認定要件１～３のいずれも認められない

労災にはなりません